

◎有効期間の更新

	提出部数	
	原本	コピー
○提出様式		
① 職業紹介事業有効期間の更新申請書(様式第1号){第1面～第2面}	1	2
② 職業紹介事業計画書(様式第2号)※申請事業所ごとに作成が必要です。	1	2

○添付書類(⑫、⑬は申請事業所ごとに提出が必要です)

法人の場合

③ 最近の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書		2
④ 法人税の納税申告書(別表1)、(別表4) 別表1については税務署受理印があるもの ※電子申請の場合は税務署受付メールのコピー(『メール詳細』の記載があるもの)も添付。		2
⑤ 法人税の納税証明書(その2所得金額用) (連結納税の場合は別途、提出書類が必要ですのでお問い合わせください。	1	1

個人の場合

<青色申告・白色申告共通>

⑥ 最近の納税期における所得税の納税申告書(税務署受理印があるもの) ※電子申請の場合は税務署受付メールのコピー(『メール詳細』の記載があるもの)も添付。		2
⑦ 納税証明書(その2所得金額用)	1	1
⑧ 残高証明書(同一証明日)	1	1

<青色申告の場合>

⑨ 最近の納税期における所得税青色申告書決算書(一般)「税務署受理印があるもの」 ※電子申請の場合は税務署受付メールのコピー(『メール詳細』の記載があるもの)も添付。		2
--	--	---

<白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみを作成する場合>

⑩ 貸付残高証明書(同一証明日)	1	1
⑪ 不動産(土地建物)登記事項証明書及び固定資産税評価額証明書	1	1

★財産要件

基準資産額(資産[繰延資産及び営業権(暖簾)を除く]総額－負債総額)≥350万円×紹介事業所数

法人・個人共通

⑫ 職業紹介責任者講習受講証明書(許可更新日前5年以内の受講が必要です)		2
⑬ 個人情報適正管理規程(既に提出されているものに変更があった場合)		2

※上記以外にも書類内容に応じて別途、確認書類(各種契約、覚書等)をお願いする場合があります

★提出期限

有効期間更新日の3ヶ月前まで

※申請にあたっては期限に余裕をもって手続きをお願いします。

★更新申請手数料(申請書に貼らずに持参)

・収入印紙1万8千円×職業紹介事業を行う事業所数

★提出先

事業主(本社所在地・住所地)を管轄する労働局

☆注意

有効期間更新手続きをされない場合は、有効期間満了後は職業紹介事業は行えません。
変更事項があり、届出されていない場合は、変更届の提出が別途必要となります。